



被扶養者資格継続調査を実施しています

共済組合では地方公務員等共済組合法に基づき、組合員被扶養者証の検認として被扶養者資格継続調査を行っています。

この調査は、現在被扶養者として認定されている方が、引き続き認定要件を満たしていることを確認する重要な手続きですので、ご理解とご協力をお願いします。



調査対象者

令和5年6月1日（調査基準日）において認定中の被扶養者が調査対象です。

ただし、18歳未満の方、高校生、今年3月に高校・大学等を卒業された方、令和5年4月1日以降に被扶養者に認定された方は原則、除きます。

※18歳未満の子が調査対象になっている場合は、夫婦のどちらがその子を扶養すべきかを確認するため、配偶者の収入について調査します。

調査方法

調査対象者を有する組合員に対し、「被扶養者資格継続調査書」を所属所経由で配付しますので、調査書に所要事項を記入し、添付書類と併せて提出してください。

認定要件

(収入の種類と認定基準額)

年齢、収入の種類により、次のとおり基準額が異なります。

区分	年間基準額	月額基準額	日額基準額
60歳未満	130万円未満	108,334円未満(130万円÷12月)	3,612円未満(108,334円÷30日)
60歳以上 または 障害年金を受給	180万円未満	150,000円未満(180万円÷12月)	5,000円未満(150,000円÷30日)

●給与収入がある場合

勤務日数や勤務時間が不規則で、月々の給与収入額が一定しない場合は、月額基準額と3ヵ月間の平均収入月額で判断し、年額が基準限度額未満であっても被扶養者資格を取消します。

●事業収入・不動産収入・農業収入・株の配当金等の収入がある場合

これらの収入は年間基準額で判断し、次の経費を控除した額となります（所得税法上の必要経費とは異なります）。

- 事業収入・不動産収入…修繕費、消耗品費等（事業の種類によって異なります）
- 農業収入……………小作料・賃借料、種苗費、素畜費、肥料費・飼料費、農具費、農業衛生費、修繕費、動力光熱費、荷造運賃手数料、土地改良費、地代家賃、水利費、精米機使用料

●失業給付・傷病手当金等の収入がある場合

日額で支給されることから日額基準額で判断します。

●複数の種類の収入がある場合

それぞれの収入を合算した額とその種類に適した基準額で判断します。

●子を認定している場合で配偶者に収入がある場合

年間収入の多い方の被扶養者とします。

夫婦の年間収入が同程度（収入の多い方から見て1割以内）である場合は、主として生計を維持する方の被扶養者とします。

添付書類

下記の書類を提出してください。

- 給与収入がある方……………雇用証明書（調査書と併せて配付しますので、被扶養者の勤務先で証明を受けてください。）
- 年金収入がある方……………最新の年金振込通知書（写）または年金額改定通知書（写）
- 事業収入等がある方……………確定申告書（写）および収支内訳書（写）
- その他の収入がある方……………それぞれの収入金額が確認できる書類
- 組合員と別居している方……………直近3ヵ月分の仕送りが確認できる書類（振込受領書、ATM利用明細および銀行等の預金通帳（写））
- 父母等を認定している方……………認定基準判定シート（当組合指定の様式）、組合員の源泉徴収票等、父母両方の収入が確認できる書類（被扶養者でない父または母も含む。）
- 子を認定している場合で配偶者に収入がある方…配偶者の源泉徴収票等
- その他当組合が必要と判断する書類

被扶養者資格の取消

この調査で認定要件を満たさないことが判明したときは、その要件を満たさなくなった日までさかのぼって被扶養者資格を取消します。

なお、取消日以降に医療機関等で受診していた場合には、当組合が負担した医療費等を返還していただきます。

また、被扶養者資格継続調査書を提出されないときは、被扶養者資格を取消す場合がありますので、必ず期日までに提出してください。

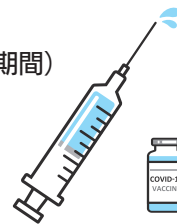
新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する被扶養者の方へ

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する被扶養者の収入確認の特例について、「いばらき共済」令和3年9月号（No.331）、令和4年3月号（No.334）および令和5年1月号（No.338）にてお知らせしましたが、厚生労働省通知に基づき、対象期間が令和6年3月末まで延長されることとなりました。

対象期間

令和3年4月から令和6年3月末まで（ワクチン接種の実施期間）

※令和6年3月の賃金が4月に支給された場合も特例措置の対象となります。



◆ 特例対象者以外の方について ◆

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響が原因で一時的に収入が増加し認定基準額を超えてしまった場合（収入月額が3ヵ月連続または3ヵ月平均して月額108,334円以上となった場合や、収入年額が130万円を超えた場合）でも、過去の収入および今後の勤務状況等を勘案し、直ちに資格取消とはしませんが、認定基準額超過期間については個別に判断しますので該当した場合は当組合までご連絡ください。

掲載記事はこちら



(No.331)



(No.334)



(No.338)

お問い合わせ先

医療健康課 TEL 029-301-1413